

# 山形県立山形盲学校 部活動方針

## 1 目的

自発的な活動を展開し、生徒の主体性を発揮させ、よりよい集団生活ができるような部活動指導を行う。また、教師と生徒及び生徒相互の理解を深め、人間関係を育て生涯学習の基礎を培う。

## 2 部活動基本方針

- 計画性のある部活動を通して、障がいを克服する精神力を高めさせる。
- 生徒がもっている共通の興味や関心を追及させる。
- 個性を伸ばし、自主性を育て、社会性の発達を図る。
- 学校生活をより重視し、人間的な触れ合いを体験させる。
- 生徒の主体性を重視し、創意と工夫で年間を通じた活動を目指す。

## 3 運営

- 各部活動の運営は、顧問が担当する。
- 各部顧問は中学部・高等部（普通科）は全職員、高等部（保健科・理療科）は適当数を選出し、顧問長を中心に、連携して運営・指導にあたる。
- 年度当初、顧問会を開き、基本的な活動方針・計画、指導体制等、共通理解を図った上で活動を開始する。
- 原則として顧問が複数名参加する。

## 4 活動要項

### （１） 部活数

運動部、軽音楽部、東洋医学研究会（対象は保健科生・理療科生のみ）の３つとする。

### （２） 各部への加入について

- 中学部生・普通科生は原則としていずれか一つに所属し、保健科生・理療科生は任意とする。
- 加入後、一ヵ月間程度を仮入部期間とする。その間、必要に応じて担任・保護者が生徒の実態を把握し、その後の活動について検討する時間を設ける。
- 中学部は３年間の積み重ねを重視し、基本的に入部したら３年間継続することとする。なお、  
諸事情による転部などに関する相談は、随時担任等を通して受け付ける。普通科・保健科・  
理療科は毎年更新することとする。

(3) 平日の活動について

- 月曜日から木曜日までを活動可能日とし、水曜日は活動優先日で諸会議は入れないことを原則とする。
- 原則として16:45までとする。但し延長を許可した場合は、17:20までとする。
- 大会1ヶ月前からは、活動時間の延長を許可した場合は、17:20までとする。
- テスト期間前一週間の活動は禁止する。但し、特別な場合は検討する。
- 活動場所が重なる場合、各部が均等に使用できるよう各部間で調整を図る。

(4) 土日・祝日・長期休業中の活動について

- 活動内容、活動時間(3時間程度)等を配慮した上で、活動することができる。
- 指導にあたる場合は、所定の様式「教育職員特殊業務従事計画書」を提出する。

(5) 合宿について

- 部活動における合宿は、夏休み中の一週間以内を期間として許可することができる。
- 合宿を行う際は、必要書類を添え所定の様式「合宿許可願」を一ヶ月前までに顧問・指導者をとおして生活指導部に提出し、該当学部の承認を得た後、学校長の許可を得なければならない。
- 生徒を合宿に参加させるか否かについては、保護者、担任、顧問で慎重に話し合った上で決定する。(健康面など)
- 合宿に参加する生徒は、所定の様式「合宿参加承諾書」(保護者または保証人が記入)を提出しなければならない。

(6) 事故発生時の対応について

- 活動中に事故が発生した場合、直ちに生活指導部から出されている「緊急事態発生時の対応」を参照し、適切に対処する。

(7) 届け出事項について

- 時間を延長して活動する場合は、3日前までに以下の書類を提出する。
  - ① 課外活動届(顧問→生活指導部)
  - ② 帰舎遅延届(顧問→寮務主任)

5 年間計画及び活動実績について

- 各顧問長は、3月末を目処に活動実績及び年間の活動計画を作成し、校長に提出する。

<附則>

平成31年3月8日策定